

(別表1)

事業継続力強化支援計画

事業継続力強化支援事業の目標

I 現状

(1) 地域の災害リスク

(洪水)

当市のハザードマップによると、市内を東西に横切る夷隅川周辺において、5mを超える浸水が予想されている。また他の川周辺も最大で1mの浸水被害が予想されている。夷隅川周辺に位置する当市夷隅庁舎と、当会夷隅支所(夷隅庁舎内にある)周辺が最大1mの浸水に囲まれてしまう可能性がある。

(土砂災害)

当市のハザードマップによると、土砂災害警戒区域等が点在しており、被害を受ける事業者や県道の数か所が通行止めになる可能性がある。

(地震)

国の地震調査委員会(2014)によると、千葉県を含む南関東地域で今後30年以内にマグニチュード7程度の地震が発生する確率は70%程度とされており、地震発生の高蓋然性がある。

(風災)

当市における令和元年台風15号の住家被害状況は、表のとおりである。今後も風災に対しては同様の被害が発生する恐れがある。

	人的被害	住家被害	非住家被害
死者	0人	/	/
重傷者	0人		
軽傷者	0人		
全壊	/	0棟	15棟
半壊		11棟	0棟
一部損壊		256棟	73棟

(その他)

当市の東側は太平洋に面しており、ハザードマップによると海沿いや、夷隅川と塩田側周辺では津波浸水深が200cm以上と予測されている。大原漁港沿いには、水産食料品製造業が集積しているため、大きな被害を受ける可能性が高い。

(2) 商工業者の状況

- ・市内商工業者の事業所数 1,568事業所
- ・小規模事業者数1,180事業所

【内訳】

業種	事業所数	小規模事業者数	備考(事務所の立地状況等)
建設業	217	216	市内に広く分散している
製造業	140	124	水産食料品製造業は大原漁港沿いに多い
卸売業、小売業	442	285	4か所の商店街と国道128号線沿いに多い
サービス業	769	555	市内に広く分散している
合計	1,568	1,180	

(出典 平成28年経済センサス-活動調査)

(3) これまでの取組

1) 当市の取組

- ・いすみ市地域防災計画の策定

当市では、いすみ市防災会議が災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第 40 条の規定に基づき、地震津波災害、風水害や各種大規模事故災害の各段階に応じた災害予防、災害応急対策及び災害復旧について必要な対策の基本についても定めるとともに、これらの対策の総合的かつ計画的な推進を図ることにより、それぞれの主体が連携し、全機能を発揮して市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的に、「いすみ市地域防災計画」を策定している。計画は、総則編、地震・津波対策編、風水害対策編、放射性物質事故編、大規模火災等編、公共交通等事故編、大規模停電編及び資料編で構成されており、直近では平成 29 年度に修正している。

- ・防災無線の戸別受信機を全世帯に配布

当市では、緊急時の気象情報及び災害情報等の的確かつ迅速な発信を行うために、戸別受信機を全世帯に無償貸与している。

- ・いすみ市防災メールの配信

当市では、防災情報伝達的手段として、「いすみ市防災メール」の配信サービスを行っており、登録した携帯電話やパソコンへ、地震や気象警報などの防災情報を電子メールで配信している。

- ・防災訓練の実施

当市や各行政区及び町会・自治会、自主防災組織等は、円滑な避難と津波対策の問題点の検証を行うために、年 1 回以上、津波避難訓練や図上訓練等を実施するように努めている。

- ・防災備品の備蓄

地震などの災害に備え、食料、水、毛布、発電機などを市内 3 か所の備蓄倉庫（集中備蓄倉庫）に備蓄をしている。また、備蓄倉庫（分散備蓄倉庫）に、避難初期に必要な最低限の物資として、食料・水などを市内の小学校、中学校など 12 か所に備蓄をしている。

2) 当会の取組

- ・BCP（事業継続計画）に関する各種施策の周知

- ・損害保険会社（千葉県火災共済協同組合等）と連携した損害保険への加入促進

- ・被災事業者に対する各種補助金申請の支援

（小規模事業者持続化補助金や県の災害復旧補助金等）

- ・日本政策金融公庫や県市などの公的な各種融資制度の斡旋

- ・国、県及び市が行った商工業関係被害状況調査への協力

II 課題

1) 当市の防災計画では、公共的団体その他防災上重要な施設の管理者一覧に商工会の取り組むべき内容が記載されているが、その内容は商工業関係被害状況調査の協力や救助用物資、復旧資材の確保についての協力、融資の取りまとめ・斡旋等と漠然的な記載にとどまっている。災害が多発している近年の状況下において被災からの早期の復旧・復興を目指し、経済的被害を最小限にとどめるためには、当会と当市の間における緊急時のより具体的な取組みや協力体制の構築等が必要となっている。

2) 当会職員が被災した場合に機動力を失うことになるため、千葉県商工会連合会等との応援体制の構築等が必要となっている。

3) BCP（事業継続計画）を策定している小規模事業者はフランチャイズに加盟しているコンビニ等のごく一部に限られており、小規模事業者のほとんどが策定していない。

4) 災害に関する平時・緊急時の対応（各種損害保険やBCP（事業継続計画）の作成等）を推進するノウハウを持った人員が不足している。

Ⅲ 目標

- 1) 発災時における連絡を円滑に行うため、当会と当市との間における被害情報報告ルートを構築する。
- 2) 発災後、速やかな復興支援策が行えるよう当会における体制と千葉県商工会連合会等の関係機関との連携体制を構築する。
- 3) B C P（事業継続計画）策定率の向上に向けて、地区内小規模事業者に対して災害リスクの認識と事前対策の必要性を周知する。
- 4) 各種研修会へ当会経営指導員を派遣し、各種損害保険やB C P（事業継続計画）作成等を推進するためのノウハウや知識の習得を通じて資質の向上を図る。

※ 上記内容に変更が生じた場合は、速やかに千葉県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和3年4月1日～令和8年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

当会と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

＜1. 事前の対策＞

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・当会職員（経営指導員等）による巡回指導時に、ハザードマップ等を用いて事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策について説明する。
- ・市広報や商工会報、当会のホームページ等において、国・県の施策の紹介や各種損害保険の概要、BCP（事業継続計画）を策定した小規模事業者の事例紹介等を行う。
- ・BCP（事業継続計画）策定の専門家を招へいし、小規模事業者を対象にBCP（事業継続計画）策定個別相談会等を開催する。
- ・当会経営指導員による巡回指導時に、中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画」の申請等に関する支援を実施する。

2) 商工会自身の事業継続計画の作成

令和2年度に危機管理マニュアルを策定

3) 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等と連携し、小規模事業者を対象に損害保険加入説明会や損害保険見直しのための個別相談会等を開催する。
- ・金融機関等の関係機関へハザードマップや損害保険への加入に向けた各種ポスターの掲示、パンフレットの設置を依頼する。
- ・被災した小規模事業者が低金利融資をうけられるように、金融機関と連携する。
- ・被災した小規模事業者が事業設備等を早期復旧できるように優先的な修繕・修理に向けて、建設・設備等の関連団体と連携する。

4) フォローアップ

- ・中小企業等経営強化法に基づく「事業継続力強化計画認定企業」に対してその取組み（策定したBCP計画の遂行）支援を実施する。
- ・BCP（事業継続計画）策定個別相談会等に出席した小規模事業者に対して専門家を派遣し、BCP（事業継続計画）策定に向けての具体的な支援を実施する。
- ・当会に事業継続力強化支援協議会（構成員：当市担当者、当会正副会長）を必要に応じて設置し、小規模事業者のBCP（事業継続計画）への取組み状況等について協議する。

5) 当該計画に係る訓練の実施

年に一度、様々な自然災害（マグニチュード7の地震等）が発生したと仮定し、当会と当市とで連絡ルートの確認等を実施する。なお、毎年当市主催による大規模な災害訓練が実施されるため、当該計画に係る訓練は必要に応じての実施とする。

6) 防災備品の購入

毎年度、当会財源の可能な範囲内で自然災害等による停電等に備えて発電機や携帯充電用備品、ブルーシート等の防災備品を購入する。

＜2. 発災後の対策＞

・自然災害等発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもない。そのうえで、下記の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・当会事務局長は発災後2時間以内に職員緊急連絡網やSNS等により、職員の安否と業務従事の可否を確認する。
※事務局長が被災した場合は次席の者等が職員緊急連絡網等を指揮する。
- ・業務従事が可能な当会職員が把握した大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）は当会と当市で共有する。

2) 応急対策の方針決定

- ・当会職員の自然災害等発災時における出勤は次のとおりとする。
 - （ア）職員自身の目線で命の危険を感じる降雨状況の場合は、出勤せず、職員自身がまず安全を確保し、警報解除後に出勤する。
 - （イ）道路の陥没や崖崩れ等により交通の遮断等がある場合は、出勤せず、安全が確認された後に出勤する。
 - （ウ）家族が被災した場合は、出勤せず家族の身の安全が確保された後に出勤する。
- ・当会職員全員または大多数が被災等により応急対策に従事できない場合の役割分担は次のとおりとする。

地区名	役職名	人数	応急対策の内容
大原地区	理事	5人	大まかな被害状況の把握等
夷隅地区	理事	3人	〃
岬地区	理事	3人	〃

- ・当会による大まかな被害状況の把握は2日以内実施し、その状況を当会と当市で共有する。

（いすみ市商工会といすみ市で共有する被害規模等の目安）

被害規模	被害状況
大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内10%以上の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内1%以上の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。・被害が見込まれている地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
中規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内5%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.5%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
被害がある	<ul style="list-style-type: none">・地区内1%程度の事業所で、「瓦が落ちる」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等大きな被害が発生している。
ほぼ被害はない	<ul style="list-style-type: none">・目立った被害の情報がない

※連絡の取れない地域は、大規模な被害が生じている可能性があると考えらる。

・いすみ市商工会といすみ市とは災害時、以下の間隔で被害情報等を共有する。

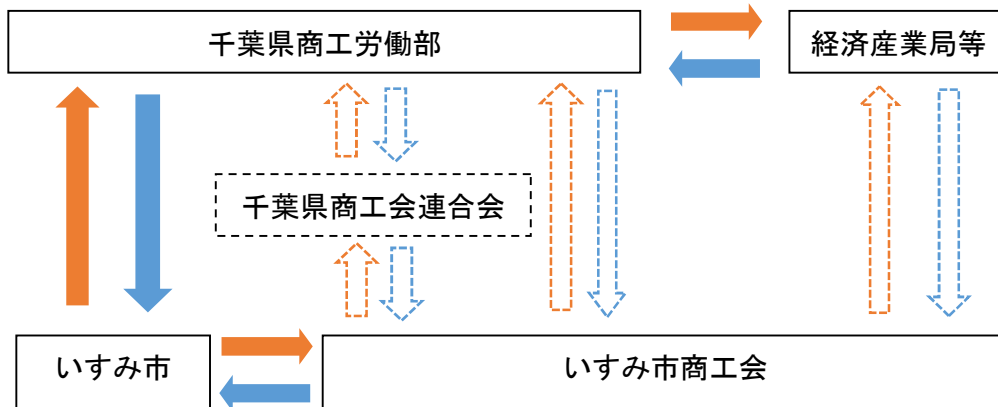
発災後～1週間	1日に2回以上共有する。 必要に応じて追加する
2週間～3週間	1日に2回共有する
3週間～1ヶ月	1日に1回共有する
2ヶ月以降	2日に1回共有する

※電話・FAX・メール・携帯電話等による通常の連絡が不通の場合には商工会が直接市役所を訪問し、被害状況等を報告する

<3. 発災時における指示命令系統・連絡体制>

1) 自然災害発生時における地区内の小規模事業者の被害状況の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うための連絡ルートは次のとおりとする。

※塗りつぶしの矢印が、主たる情報収集・連絡ルート



2) 二次被害を防止するための被災地域での活動は次のとおりとする。

当会及び当市からの要請等に基づき、当会の役員と総代が二次被害を防止するための諸活動を実施する。

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

3) 当会と当市は被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について次のとおりとする。

・確認方法

当会の役員、総代及び職員で構成する「災害復旧支援班」を組織し、被災事業所を実訪してヒアリング調査等を実施する。

構成員／班長：役員1名 班員：総代2名、職員1名

※役員及び総代は被災地域以外の者とする。

・被害額の算定方法

被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、当会と当市であらかじめ確認しておく。なお、国や県から指示があった場合は、その指示に基づいて算定する。

4) 当会と当市が共有した上記の2)及び3)の情報は千葉県の指定する方法にて当市より千葉県へ報告するとともに、当会より千葉県商工会連合会へ報告する。

〈4. 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援〉

当会による支援は次のとおりとする。

- 1) 当会の電源を携帯電話充電のために開放する。
- 2) 当会の発電機等機材を貸出する。
- 3) ブルーシート等を配布する。
- 4) 経営や資金繰り等の相談窓口の開設についていすみ市と相談し、安全性が確認された場所において相談窓口を設置する。
- 5) 当会は、国から依頼を受けた場合は、安全性が確認された場所において経営や資金繰り等の特別相談窓口を設置する。
- 6) 前記3の3)で収集した被害状況等をもとに、地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- 7) 応急時に有効な被災事業者施策（国、県、市の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- 8) 地区内小規模事業者等向けに被災事業者施策（国、県、市の施策）についての説明会及び個別相談会を開催する。

〈5. 地区内小規模事業者に対する復興支援〉

- 1) 千葉県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- 2) 被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を千葉県商工会連合会等に相談する。
- 3) 被災小規模事業者が補助金や復興助成金等を申請する場合の書類作成等の支援を実施する。
- 4) 日本政策金融公庫・千葉県制度融資（セーフティネット資金・一般枠）等の融資を斡旋する。
- 5) 事業再建計画の策定を支援する。
- 6) 市内商店会の災害復旧・復興事業を支援する。

〈6. 感染症対策〉

新型コロナウイルス等の感染症対策は次のとおりとする。

- 1) 事前の対策
 - ・ Web 会議や交代勤務（在宅勤務）の導入に向けて必要なパソコン等の機器や通信環境等を整備する。
 - ・ 消毒液やマスク等を事前に購入して備蓄する。
- 2) 流行時の対策
 - ・ 当会職員を2班に分けて編成し、交代勤務（在宅勤務）を導入する。
 - ・ 通常総会、理事会及び正副会長会議等の商工会の管理・運営に必要な会議は書面議決とする。
 - ・ マスク等が不足している小規模事業者へこれらを配布する。
 - ・ 当会職員のいずれかが感染した場合は保健所や県等の指示に従うものとし、場合によっては事務所を閉鎖する。

〈7. その他〉

上記内容に変更が生じた場合には、速やかに千葉県に報告する。

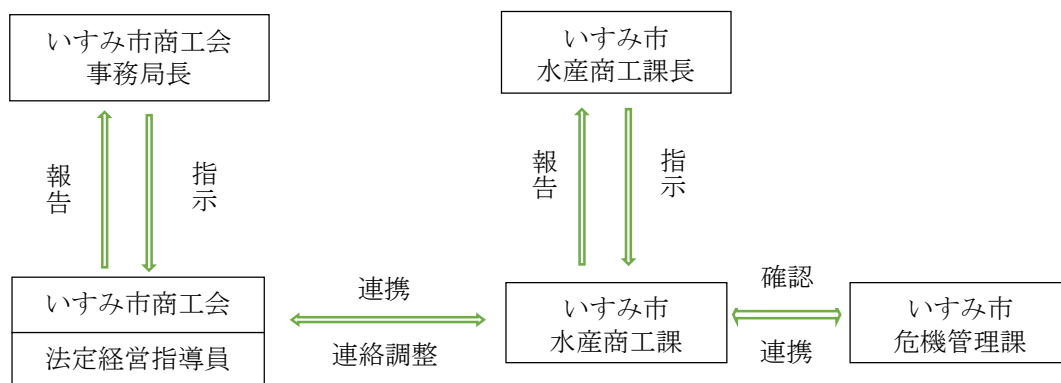
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和4年4月現在)

(1) 実施体制



(2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

- ① 当該経営指導員の氏名、連絡先
経営指導員 小川 良樹 (連絡先は後述 (3) ①参照)
- ② 当該経営指導員による情報の提供及び助言 (手段、頻度等)
 - (1) 本計画の具体的な取組の企画や実行
 - (2) 本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ (1年に1回以上)

(3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会／商工会議所
いすみ市商工会
〒298-0004 千葉県いすみ市大原7400-8
TEL:0470-62-1191/FAX:0470-63-9818
E-mail: info@isuminavi.jp

②関係市町村
いすみ市役所 水産商工課
〒298-0004 千葉県いすみ市大原7400-1
TEL:0470-62-1119/FAX:0470-63-1252
E-mail: suisan@city.isumi.lg.jp

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

(単位 千円)

	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
BCP策定個別 相談会開催費					
通信費	80	80	80	80	80
講師謝金他	70	70	70	70	70
防災備品購入費	100	100	100	100	100

調達方法

会費収入、事業収入、手数料収入、千葉県小規模補助金等、いすみ市補助金等